

1. 令和3年度島根県沖合海面における漁業許可（山口県船入漁）の制限措置

3 ひき縄釣漁業	制限措置	漁業種類	しいら、ぶり、かつお又はまぐろの採捕を目的とするひき縄釣漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	30隻
		船舶の総トン数	・推進機関の馬力数が100キロワットを超える場合にあつては、定めなし ・推進機関の馬力数が100キロワット未満の場合にあつては、3トン以上
		推進機関の馬力数	・使用船舶の総トン数が3トン以上の場合にあつては、定めなし ・使用船舶の総トン数が3トン未満の場合にあつては、100キロワット超
		操業区域	島根県益田市魚待鼻から正北の線以西の島根県沖合海面
		漁業時期	4月1日から翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	山口県内に住所又は事務所を有し、島根県と山口県との間で調整が図られている漁業者